

## 那須塩原市国民健康保険税減免取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号。以下「条例」という。）第27条第1項に基づく国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）の手續等に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の事由)

第2条 市長は、保険税の納税義務者（以下「納税義務者」という。）が次のいずれかに該当すると認める場合は、当該納税義務者が納付すべき保険税を減額し、又は免除する。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、その者の世帯の構成、平均月収額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。）、当該年分の収入見込額（給与、各種年金、退職金、補償金等の収入を含む。）、前年の所得の状況、資産の状況、損害の程度等を考慮して保険税を納付することが著しく困難な場合

ア 震災、風水害、火災その他の災害により、納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険被保険者（以下「納税義務者等」と総称する。）の所有する住宅又は家財に受けた損害金額の合計額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を除く。）が住宅又は家財の取得価格の100分の30以上であり、かつ、当該世帯の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,000万円以

下である場合（故意に災害を発生させた場合を除く。）

イ 現に貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合

ウ 失業、事業等の廃止（法人の設立によるものは、除く。）、事業不振等により、納税義務者等の当該年の所得（退職所得、山林所得、譲渡所得その他の一時的な所得を除く。以下同じ。）が前年の所得より著しく減少し、又は減少が見込まれる場合

(2) 納税義務者等が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条第1項の収容又は同条第2項の拘禁を受けた場合

(3) 前2号に類する事由があると市長が認める場合  
(減免の割合等)

第3条 市長は、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、納期限未到来の当該年度分の保険税を減額し、又は免除する。

(1) 前条第1号アに該当する納税義務者 次の表に掲げる前年の合計所得額の区分ごとに納税義務者等の住宅又は家財が受けた損害の程度に応じ、それぞれ同表に定める減免の割合を当該納税義務者等が属する世帯の保険税の額に乗じて得た額を減額する。

前年の合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下	100分の30以上	100分の50
	100分の50未満	
	100分の50以上	100分の100
750万円以下	100分の30以上	100分の25
	100分の50未満	

	100分の50以上	100分の50
1,000万円以下	100分の30以上	100分の12.5
	100分の50未満	
	100分の50以上	100分の25

注 損害の程度の認定については、消防署、警察署等の定める認定基準による。

(2) 前条第1号イに該当する納税義務者 当該納税義務者が同号イに該当する事由となった扶助を受けている期間に到来する納期において納付すべき保険税額の全額を免除する。

(3) 前条第1号ウに該当する納税義務者 次の表に掲げる前年の納税義務者等の所得の合計金額の区分ごとに当該納税義務者等の所得減少の程度に応じ、同表に定める減免の割合を当該納税義務者の属する世帯の保険税額の所得割額に乗じて得た額を減額し、又は免除する。

前年の納税義務者等の合計所得金額	所得減少の程度	減免の割合
200万円以下	100分の100	100分の100
	100分の70以上	100分の70
	100分の100未満	
	100分の50以上	100分の50
	100分の70未満	
	100分の30以上	100分の30
100分の50未満		
300万円以下	100分の100	100分の100

	100分の70以上	100分の50
	100分の100未満	
	100分の50以上	100分の30
	100分の70未満	
	100分の30以上	100分の10
	100分の50未満	
400万円以下	100分の100	100分の100
	100分の70以上	100分の30
	100分の100未満	
	100分の50以上	100分の10
	100分の70未満	
	100分の30以上	零
	100分の50未満	

(4) 前条第2号に該当する納税義務者 納税義務者等が同号の規定に該当することとなった事由の発生した日が属する月から当該事由がなくなった日が属する月の前月までの当該納税義務者等に係る保険税額の全額を免除する。

(5) 前条第3号に該当する納税義務者 その実情に応じ保険税額を減額し、又は免除する。

(減免の割合等の適用)

第4条 当該納税義務者が第2条第1号アからウまで又は第3号に規定する場合に重複して該当するときは、最も保険税額の減免の割合等が大きいものに該当する者として前条の規定を適用する。

(減免の申請)

第5条 保険税の減免を受けようとする納税義務者（以下「申請者」という。）

は、市長が必要と認める場合には、国民健康保険税減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第2条第2号に規定する事由により保険税の免除を申請する場合を除き、資産等調査同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(減免の決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、申請者の資産等の状況を調査し、減免の可否を決定する。

2 市長は、保険税を減額し、又は免除する場合には、国民健康保険税減免承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、保険税を減額し、又は免除しない場合には、国民健康保険税減免不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(減免事由消滅の申告)

第7条 条例第27条第3項の規定による減免事由消滅の申告の様式は、国民健康保険税減免事由消滅申告書（様式第5号）とする。

(減免の取消し)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免の措置を受けた者があるときは、当該減免を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減免により支払を免れた保険料額とそれに係る延滞金を徴収するものとする。

2 市長は、条例第27条第3項の規定による申告があったとき、又は減免を受けた者の資力の回復その他事情の変化により減免事由が消滅したことを確認したときは、当該減免事由が消滅した日以後に納期限が到来する納期分の

税額に係る減免を取り消すものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により減免を取り消すときは、国民健康保険税減免取消通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、保険税の減免の手続に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の特例）

- 2 条例附則第15項の規定による保険税の減免は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例附則第15項第1号の納税義務者に対する保険税額 全額

(2) 条例附則第15項第2号の納税義務者は、次のアからウまでのいずれにも該当するものとし、次の表の対象保険税額に、前年の合計所得金額の区分に応じ、減免の割合を乗じて得た額を減額し、又は免除する。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の100分の30以上であること。

イ 主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であるこ

と。

ウ 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

対象保険税額 = $A \times B / C$	被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の前年の合計所得金額	減免の割合
A：当該世帯の保険税額	300万円以下	100分の100
B：減少することが見込まれる	400万円以下	100分の80
事業収入等（条例附則第1	550万円以下	100分の60
5項第2号の収入をいう。	750万円以下	100分の40
以下同じ。）に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）	1,000万円以下	100分の20
C：納税義務者等の前年の合計所得金額		

注1 失業、事業等の廃止に伴い事業収入等が減少する場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免の割合は、100分の100とする。

注2 令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下

「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度の対象となる者に対する減免については、別に定める。

(那須塩原市国民健康保険税条例施行規則の一部改正)

- 3 那須塩原市国民健康保険税条例施行規則(平成17年那須塩原市規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表中国民健康保険税減免申請書の項から国民健康保険税減免決定通知書の項までを削る。